

福崎町手話言語条例（案）に対するパブリックコメント意見内容及び福崎町の考え

□実施期間：令和6年7月1日（月）から7月31日（水）まで

□意見提出者： 5人

□提出意見数： 11件

No	該当項目	意見の内容	意見に対する町の考え
1	前文	<p>前文について提案させていただきたいです。</p> <p>まず、僕たちはこの前文案を読んで大きく5つの事が書いてあると分類しました。</p> <p>一つは、「言語について」です。</p> <p>人類にとって言語は、意思疎通や文化など、色々なコミュニケーションをとることに欠かせないということです。</p> <p>もう一つは「手話について」です。</p> <p>聞こえない「ろう者」が育ててきた手話は、ろう者にとって、聞こえる人たちが、耳からきく言葉とおなじくらいに大事なものであるということです。</p> <p>3つ目は、手話やろう者の歴史です。</p> <p>手話が使えない時代や、ろう者というだけで差別をうけてきたという、悲しい歴史が書かれています。</p> <p>4つ目は国際的な社会の移り変わりです。</p> <p>最近では、国連をはじめ、国際間や国で「手話も人類にとって大事な言語である」ということが条約や法律で決められてきた背景があります。</p> <p>そして、最後に、この条例をつくってこれからの「まち」をどのようにしていくのかという未来への取り組みや心構えが書かれていると理解しました。</p> <p>そこで、現在、福崎町が出されている条例の中の前文について、2</p>	<p>福崎町手話言語条例（案）においては、「意思疎通」と「コミュニケーション」の意味を次のように解釈し、異なる意味をもつ言葉としています。「意思疎通」とは意思（考えや、思いなど）をお互いに正しく伝え合うことができている状態として、「コミュニケーション」とは、社会生活を営む人と人との間で行う知覚（感じたり、知ったことなど）・感情（喜怒哀楽等）・思考（考え）をお互いに様々な方法を用いて伝え合っている状態として使い分けています。その為、手話言語やろう者の歴史について記載している前文の3行目から7行目については、「意思疎通」を、目指すまちの未来を記載している前文12行目から13行目については、様々な意思を伝える方法の一つとして、「手話言語」を発展させることについて記載しているため、「コミュニケーション」と記載いたしました。しかしながら、広い意味をもつ「コミュニケーション」の方が、一般的に分かりやすく、条例の趣旨に対しても適当と考え、福崎町手話言語条例（案）に記載の「意思疎通」は、すべて「コミュニケーション」と記載します。</p>

		<p>点提案があります。ひとつは、前文にも使われている「意思疎通」と「コミュニケーション」という言葉についてです。</p> <p>僕たちなりに解釈したのですが、意思疎通とコミュニケーションは日常生活では、ほぼ同じ意味で使われていると思います。ところが、これを手話言語条例の中で使ってみると「意思疎通」はまっすぐな言葉で、互いにの考えている事をわかり合うというイメージが強いと感じます。「コミュニケーション」は、お互いの顔を見て笑いあったり、同じ趣味の空間にいたり、考えている事まではそこまでわからなくとも、何かを共有しているという、少し広い意味があると思います。そこで、この条例では、2つの同じような意味を持つ「意思疎通」という言葉と「コミュニケーション」を一つに統一することを提案します。統一する言葉は広い意味を持つ「コミュニケーション」です。</p>	
2	前文	<p>(No1の続き) 2つ目の提案は、先ほど、前文を5つに分けたうちの最後の「まちの未来」についてです。</p> <p>今の前文は、まず、条例を定めて、聞こえない「ろう者」とそれ以外の聞こえる人たちが互いに支え合う社会を目指そうと書いてあります。そしてその次に福崎町が手話を発展させて安心安全なまちを目指すと書いてあります。</p> <p>僕たちは、手話を住民や福崎町を訪れた方がコミュニケーションをとる一つとして使うことで、互いに深く知り合えるようになり、福崎町に住みたい、訪れたいという気持ちが人々にあふれ、それが全国に広がるというイメージで、この最後の部分を作り上げました。</p> <p>そこで、「私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解とその普及に努め、ろう者を含む誰もが尊重し合い、心豊かに安心して生活できる地域共生社会の実現を目指します。</p> <p>また、町民生活におけるコミュニケーションツールとして手話という言語を発展させることで、すべての町民が安全・安心に暮らすこ</p>	<p>ご意見いただきました「手話を住民や福崎町を訪れた方がコミュニケーションをとる一つとして使うことで、互いに深く知り合えるようになり、福崎町に住みたい、訪れたいという気持ちが人々にあふれ、それが全国に広がるというイメージ」について、福崎町手話言語条例(案)の基本理念や、基本方針「(3)手話を通じた交流促進」(概要資料P2P3)をご理解いただいたご提案であると認識しております。福崎町手話言語条例(案)では、「まちの未来」を2つに分けて説明しています。①「私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解とその普及に努め、ろう者を含む誰もが尊重し合い、心豊かに安心して生活できる地域共生社会の実現を目指します。」については、「ろう者を含む誰もが」という表現を使用し、手話という言語保障の不十分さ、社会への浸透の不十分さにより、ろう者が社会生活において生活のしづらさがあることの認識をもち、手話言語の理解及び促進により地域共生社会の実現を目指す説明となっています。</p>

		とができる社会を目指しこの条例を制定します。」を「私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解とその普及に努め、町民生活におけるコミュニケーションツールとして手話言語を発展させることで、すべての町民が互いに支え合い、安全・安心で心豊かに暮らせる地域社会を目指しこの条例を制定します。」にしました。	②「また、町民生活におけるコミュニケーションツールとして手話という言語を発展させることで、すべての町民が安全・安心に暮らすことができる社会を目指しこの条例を制定します。」については、手話言語が「意思疎通」手段として保障され、さらに「すべての町民」という表現を使用し、聞こえる人にとっても必要な言語であるとの認識をもち、まち全体の「コミュニケーション」手段として発展することで、安全・安心な社会の実現を目指す説明となっています。 ①の②の趣旨を各々伝えるために、原案どおりといたします。
3	第2条 (定義)	【追記】 この条例において「手話言語」とは手話のうち聴覚言語と同じ効果をもつ視覚言語のことをいう。 追加として、手話言語の定義を明確にするために、「手話言語」がどういったものなのかを明記する必要があると思います。例えば、手話言語とは、手話が持つ広い意味の中で、言語として町民生活において認識されているものを指す。というふうにするのはどうでしょうか。こういった説明があれば、誤解を招くおそれがなくなると思います	「手話言語」の定義については、前文の2行目に「手話言語は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って、視覚的に表現する言語です。」と説明があることから、原案どおりといたします。
4	第3条 (基本理念)	○提案内容 ～ろう者が手話言語により意思疎通を図る権利を有する～ →～ろう者が手話言語によりコミュニケーションを図る権利を有する～ ・提案理由 意思疎通は主に情報や意図を伝えることに焦点があり、一方的な伝達を意味します。対して、コミュニケーションは相手の理解や反応を考慮した双方向のプロセスです。相手との意思疎通を図るだけでなく、相手の反応や理解を確認し合うことも含まれます。 意思疎通は単に情報を伝えることに焦点がありますが、コミュニケ	福崎町手話言語条例(案)においては、「意思疎通」と「コミュニケーション」の意味を次のように解釈し、異なる意味をもつ言葉としています。「意思疎通」とは意思(考えや、思いなど)をお互いに正しく伝え合うことができている状態として、「コミュニケーション」とは、社会生活を営む人と人との間で行う知覚(感じたり、知ったことなど)・感情(喜怒哀楽等)・思考(考え)をお互いに様々な方法を用いて伝え合っている状態として使い分けています。第3条(基本理念)では、「手話が言語であることを認識し」にて「言語性の保障(手話は言語だと広く社会に浸透する)の説明を、「ろう者が手話言語により意思疎通を図る権利を有する」にて「言語権の保障(手

		<p>ーションは相手との理解を共有しようとする包括的なプロセスです。言語や非言語手段を使って情報を伝えるだけでなく、相手の状況や感情に対する理解を深める試みも含まれます。</p> <p>コミュニケーションには、単に情報を伝達するだけでなく、相手との間に信頼や共感を築くという側面もあります。コミュニケーションは、相手との良好な関係を築くために必要なスキルを含む場合が多いです。これらの点から、意思疎通は情報伝達のアクトに焦点を当て、一方でコミュニケーションはより広い範囲で相互理解や関係構築を目指すプロセスであると言えます。</p> <p>したがって私は意思疎通という語句をコミュニケーションに置換することを提案します。</p>	<p>話で日常生活が送れる)」の説明を行うにあたり、「意思疎通」と記載しました。しかしながら、広い意味をもつ「コミュニケーション」の方が、一般的に分かりやすく、条例の趣旨に対しても適切と考え、福崎町手話言語条例（案）に記載の「意思疎通」は、すべて「コミュニケーション」と記載します。</p>
5	<p>第3条 (基本理念)</p>	<p>○提案内容 前提とし、ろう者及びろう者以外の者が相互に理解し、～ →～前提とし、すべての人々が相互に理解し、～</p> <p>・提案理由 条例は町民全体という共同体に対して公布するものであるから、あえてろう者とろう者以外の者を区別するのは差別意識を掻き立てる可能性があり、基本理念にそぐわないと考えたのでこのように置換することを提案します。</p> <p>※ただし、本条例自体がろう者に焦点を合わせているという観点からは置換する必要はないとも考えられます。</p>	<p>福崎町手話言語条例（案）は、手話という言語の保障を目的とし、その言語保障が単に手話という言語を必要とする方の情報保障に留まるのではなく、社会全体に広く浸透することで、すべての町民の安心・安全を目指すものとしています。その為、ご意見（提案内容）のとおり、「ろう者」と「ろう者以外」という表現が、基本理念にそぐわないという考えは、適切にご指摘であると考えております。しかしながら、手話という言語の保障が不十分であり、また社会への浸透が不十分であることで、ろう者が社会生活における生活のしづらさがあることを認識することも必要となります。その趣旨を伝える方法として、「ろう者」と「ろう者以外」という表現方法を使用しているため、原文のとおりといたします。福崎町において、ろう者・手話言語への理解等が進み、「ろう者」と「ろう者以外」という表現が不要となる福崎町を目指し、各種施策を進めていきます。</p>

6	第3条 (基本理念)	<p>福崎町手話言語条例(案)には、「ろう者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め・・・」文面がありません。そのため、全体としては、ろう者と異文化人として見るよりも、障害者として見ている印象を受けます。ろう者は、日本語の読み書きが出来なくても、手話と言う言葉を使って生活しています。英語しか話せないアメリカ人が、日本語の読み書きができないからといって無能力扱いされるのでしょうか?そんな事はないでしょう。しかし、手話しかできないろう者は、日本語の読み書きが出来ないからと、能力が劣っていると受け取られがちです。「助けてあげなければいけない弱い人」というように。ですが、手話と言う言葉を使って情報保障をしてもらえれば、ろう者は聴者と対等に行動できます。</p>	<p>市町村手話言語条例モデル(案)では「ろう者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め」という記載があります。ろう者が「自立した生活を営むこと」「地域の社会参加を行うこと」を義務化する内容だと解釈をしています。ろう者が「自立した生活を営むこと」「地域の社会参加を行うこと」が適切にできない原因を考えると、それは「言語権の保障(手話で日常生活が送れる)」及び「言語性の保障(手話は言語だと広く社会に浸透する)」が達成されていない地域社会であると考えます。その為、福崎町手話言語条例(案)の基本理念では、ろう者に義務を課すのではなく、その原因となる「言語権の保障(手話で日常生活が送れる)」及び「言語性の保障(手話は言語だと広く社会に浸透する)」を保障し、相互理解を深め共生できる地域社会の実現を目指すことを基本理念とする為、原案のとおりといたします。</p>
7	第5条 (町民等の役割)	<p>【変更前】 町民は、基本理念にのっとり、手話言語への理解を深めるとともに、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及のための町の施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>【変更後】 町民は、基本理念にのっとり、手話言語への理解促進と普及のために町の施策に協力するとともに社会生活において手話言語の理解深化に努めるものとする。</p> <p>元の文だと、町が行う、手話言語の理解促進や普及のための施策に町民の協力を求める。ということが読み取れますが、僕たちが実際にろうの方たちに会ってお話を聞いたり、自分たちの生活を振り返ったりしてみると、ろうの方たちと関わる機会というのはそれほど少なくはないと思いました。なので、町の施策への協力だけでなく、町民が、普段の生活のなかで手話への理解・見聞を深められるように努力することを求める。ということも追加したらより良くなると</p>	<p>福崎町手話言語条例(案)の基本理念として、「言語権の保障(手話で日常生活が送れる)」と「言語性の保障(手話は言語だと広く社会に浸透する)」を挙げており、その結果、すべての町民安全・安心に暮らすことができることと説明しています。この理念に対する町民への役割として、ご意見にあるように「町民が、普段の生活のなかで手話への理解・見聞を深められるように努力することを求める」ことの説明は、基本理念を説明する上でも必要な説明だと考えております。その為、「手話言語への理解を深めるとともに」の記載を「社会生活において手話言語への理解を深めるとともに」と記載することで、町の施策への協力をきっかけに、社会生活(普段の生活においても)のなかでも手話への理解・見聞を深められるように努力することを求めていると考えています。</p>

		思います。	
8	第5条 (町民等の役割)	「合理的配慮」「努力義務」という言葉を使って、配慮がなされないか心配がある。	福崎町手話言語条例(案)では、町民・ろう者・事業者の役割に対して、義務ではなく努力義務としています。その理由は、福崎町手話言語条例が目指す相互の理解と尊重による共生の地域社会の実現は、町民等の一人一人の心の変化の結果達成されるものと考えています。町民等の自発的な行動・心の変化が大切であるという考えから、努力義務としています。その為、原案のとおりとします。一方で、「合理的配慮」を正しく理解し実行すること、「努力義務規定」の中で、各々が役割を全うしていく為の取り組みは、継続して取り組み続ける必要があります。概要資料P3に記載している施策及び事業を中心に取り組みを進めていきます。
9	第7条 (学校教育における理解の促進)	学校教育における理解の促進と手話言語による学習支援について。ろう者は生まれつき手話ができるわけではありません。ろう学校等のろうコミュニティの中で、手話が育まれてゆくものです。インテグレーションして、一般校に通うということは、ろうコミュニティからろう児を引き離し、手話も育まれなくなります。幼少時から一般校でろう児に手話言語による教育をしようとするのは、現実的ではなく、日本語も手話も中途半端になってしまうと思います。よほどろう教育、難聴教育を勉強した教師でないと、一般の教育は無理だと思います。	第7条(学校教育における理解の促進)は、①手話への理解を広める取り組みに努めること②手話言語による学習を希望した児童・生徒に対して手話言語による教育が受けれるよう努めることの2点を記載しています。その為、一般校での学びを促すことを目的にはしていません。
10	その他 (概要資料)	福崎町手話言語条例の制定について(概要資料)のP1の1行目「手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です」この文章は、手話について正しく述べていません。これは、日本語の単語を手で表現しただけの、手指日本語のことです。手指日本語は、日本語であり、手話とは異なるものです。手話とは、・日本語と異なる言語であること・独自の文法体系をもつこと、2つに分けて書く方が分かりやすい。逐条解説にも、全日本ろうあ協会のモデル案には「手話言語は、	福崎町手話言語条例(案)前文において、「手話言語は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って、視覚的に表現する言語です。」と記載しております。概要資料の手話言語の説明において、解釈に乖離が生じないように、概要資料の表現方法等については、ご意見を参考にさせていただきます。

		<p>音声言語である日本語と異なる言語であり」とはっきり書かれています。それが福崎町の案では、手指日本語ととらえられているような表現になっています。手話について誤解を与えるような表現はやめていただきたい。日本語を音声ではなく、手話単語を使って表すと、手話に変わると信じている人が多いです。日本語の単語を音声ではなく、手で表現しただけの手指日本語は、日本語の読み書きの力が弱いろう者には伝わりにくいです。それは、はっきりと、「手話は日本語とは異なる言語である」と表現すべきです。</p>	
11	<p>その他 (概要資料)</p>	<p>福崎町手話言語条例の制定について（概要資料）の2ページ目の①基本理念について「ろう者（手話を母語とする者、以下ろう者）とありますが、言葉の定義を確認したいです。第一言語と母語の違い。私的には、生まれてから最初に身につけた言葉＝母語、得意な言葉≠母語。</p> <p>例えば、私の場合、生まれた時は聴者であり、最初に身につけた言葉は日本語です。母語は日本語ですが、今現在は手話使用者です。日本語と手話のバイリンガルであっても、手話が必要なのでろう者ということにはなるのではないかと思います。この表現では、手話を第一言語とする者は、ろう者ではないということになります。</p>	<p>福崎町手話言語条例（案）第2条（定義）では、この条例において「ろう者」とは、聴覚に障がいのある者のうち、手話を言語として日常生活及び社会生活の営むものをいう、と定義しています。母語の意味は「幼児に母親などから自然な状態で取得する言語。第一言語」と考えています。母語や第一言語の意味については、意味の解釈が複数あり、受け取り手にとっても異なることから、概要資料のろう者の説明において、解釈に乖離が生じないよう、概要資料の表現方法等については、ご意見を参考にさせていただきます。</p>